急傾斜地崩壊危険区域内行為許可技術審査基準

目 次

- (1)総 則
- (2)適用除外

(1)総則

この基準は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地の形質の変更等で急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為を実施する場合の技術審査および許可基準を示すものである。

- 1.原則として、急傾斜地崩壊危険区域内では防止施設に影響のある行為はしてはならないものとする。
- 2.防止施設のない区域での行為はこの基準を適用し、崩壊による、人命、人家に被害のないような防止施設を施行することとする。

解説

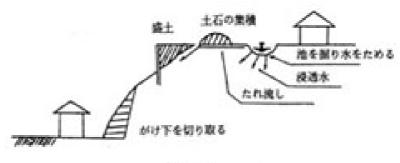
本法の目的は、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護することにある。従って当該指定区域内では、行為にあたっては十分注意する必要がある。

一般的に急傾斜面の崩壊の過程は、

- (1)降雨等による表流水が表土を浸食洗掘し崩壊する。
- (2)雨水等が表土層の中に浸透し、表土の重量が増加し更にせん断強度も低下して不安定となり崩壊する。
- (3)地下水の不透水層面にそって浸透水が流出する際、表土が不安定となり崩壊する。
- (4)斜面の先端が水流等により洗掘されると上部の斜面は安定性を失って崩壊する。

従って、急傾斜地の崩壊を防止するためには次にかかげる行為を制限する必要がある。

- ア 水を放流し又は停滞させたり、その他水の浸透を助長するような行為
- イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ のり切、切土、堀さく又は盛土する行為
- エ 立木竹の伐採行為
- オ 木竹の滑下又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積



(2)適用除外

次に掲げるものは、いわゆる軽微な行為であり、客観的にみた場合に急傾斜地の崩壊を助長し、 又は誘発するおそれがない行為である。

- (1)水田(地割れ、その他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。)に水を放流し、 又は停滞させる行為。
- (2)かんがいの用に供するため土地(水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。)に水を放流する行為。
- (3)日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地(地割れ、その他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。)に放流する行為。
- (4)用排水路に水を放流する行為。
- (5)ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為。
- (6)除伐又は倒木若しくは枯損木竹の伐採。
- (7)急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の区域における次に 掲げる行為。
 - イ 長さが3メートル以下の法切りで、法面の崩壊を生じさせないもの。
 - ロ 高さが50センチメートル以下の切土又は深さが50センチメ-トル以下の堀さくで、急傾斜地の下端から2メートル以上離れた土地で行うもの。
 - ハ 高さが2メートル以下の盛土。
 - 二 木竹の滑下又は地引による搬出。
 - ホ 地表から50センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から2メートル以上離れた 土地で行うもの。
 - へ 載荷重が1平方メートルにつき2.5トン以下の土石の集積。
- (8)急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に接する急傾斜地以外の区域における次に掲げる行為。
- イ前号イに掲げる行為。
- ロ 高さが50センチメートル以下の切土又は深さが50センチメートル以下の堀さくで、水の浸透 又は停滞を増加させないもの。

解説

第1から第8までは軽微な行為であり急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する原因にはならない。 第1から第6までに掲げる行為については急傾斜地崩壊危険区域全般について適用除外となるが、第7に 掲げる行為は下図Aの部分にかぎり、第8に掲げる行為については下図Bの部分にかぎり、それぞれ適用 除外となる。

